

令和 5 年 12 月 25 日
個人情報保護委員会

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A の更新

委員会に寄せられた御意見等を踏まえ、『「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」に関する Q & A』について、以下のとおり更新いたしました。

1 ガイドライン（通則編）

1-6 個人データの漏えい等の報告等（法第 26 条関係）（令和 3 年 9 月追加）

（報告義務の主体）

Q 6-19 クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合（Q 7-53 参照）において、報告対象となる個人データの漏えい等が発生したときには、クラウドサービスを利用する事業者とクラウドサービス提供事業者はそれぞれ報告義務を負いますか。

A 6-19 クラウドサービス提供事業者が、個人データを取り扱わないこととなっている場合において、報告対象となる個人データの漏えい等が発生したときには、クラウドサービスを利用する事業者が報告義務を負います。この場合、クラウドサービスを利用する事業者としては、自らが負う報告義務に基づく報告を、クラウドサービス提供事業者に代行させることができます。また、クラウドサービス提供事業者は、法第 26 条第 1 項の報告義務を負いませんが、クラウドサービスを利用する事業者が安全管理措置義務及び同項の報告義務を負っていることを踏まえて、契約等に基づいてクラウドサービスを利用する事業者に対して通知する等、適切な対応を行うことが求められます。

（令和 5 年 12 月更新）

以上